
| | |
|--------|--|
| プロジェクト | 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について |
| 項目 | 仮に対応報告第 40 号を改正する場合の文案の方向性の検討 |

本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(6)-2 金利指標置換後の取扱いに関する論点の再整理（以下「審議事項(6)-2」という。）を受け、次の点を検討することを目的としている。
 - (1) 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第 40 号」という。）公表後に寄せられた、質問への対応の検討
 - (2) 審議事項(6)-2 で提案した実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の会計処理の定め適用期限を 1 年間延長することに関連する、実務対応報告第 40 号の改正に関する文案（以下「改正文案」という。）の方向性の検討
 - (3) 改正文案に再度取扱いの見直しを行う旨の記載を加えるかどうかの検討

本資料での検討項目

2. 前項(1)については、本資料では論点 1 として検討している。論点 1 の内容は、金利指標置換後の会計処理の適用期限に関連し、実務対応報告第 40 号第 19 項の特に金利スワップの特例処理に関連した定め適用期限の解釈に関する質問が実務対応報告第 40 号の公表以降に寄せられていることへの検討を行うものである。
3. 本資料第 1 項(2)については、本資料では論点 2 として検討している。論点 2 の内容は、仮に金利指標置換後の会計処理の適用期限を 1 年間延長した場合に考えられる影響に対する検討を行うものである。
4. 本資料第 1 項(3)に関しては、本資料では論点 3 として検討を行う。

論点の検討

論点 1 の検討

（論点の所在）

5. 金利スワップの特例処理及び外貨建取引等会計処理基準等¹における振当処理（以下合

¹ 外貨建取引等会計処理基準と日本公認会計士協会が公表している「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」を合わせて「外貨建取引等会計処理基準等」という。以下同じ。）

わせて「金利スワップの特例処理等」という。)に関する金利指標置換後の会計処理を定めた実務対応報告第40号第19項は、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理等の適用を継続することができる」とされている。これについて、金利指標置換後に金利スワップの特例処理及び振当処理が適用できるのは2023年3月31日以前に終了する事業年度の終了時までであると読み取れる余地があり、当該記載の趣旨を明確化すべきという声が聞かれている。

(ASBJ事務局による対応案と理由の要約)

対応案

6. 実務対応報告第40号第19項を改正し、金利指標置換後の会計処理に関する定め¹の適用期間内に金利指標の置換が行われ、当該金利指標置換後に同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること以外の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第178項に定める金利スワップの特例処理の要件(金融商品実務指針第178項、ただし⑤を除く。)を満たしている場合には、当該適用期間後も金利スワップの特例処理等を継続することができることを明確化する。

理由

7. 金利指標改革に起因した金利指標の置換が行われたとしても、実務対応報告第40号で定める金利指標置換後の会計処理の適用期間内において金利置換後の期間について金利スワップの特例処理等に関する要件を充足するような金利指標の置換がなされるならば、当初契約時に想定していたヘッジ効果の維持が見込まれると考えられる。そのため、本資料第6項の取扱いは合理性がある。

(論点の検討の詳細：実務対応報告第40号第19項の定め¹の趣旨の再確認)

金利スワップの特例処理の要件に関する定め

8. 金利スワップの特例処理は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(注14)で容認される会計処理であるが、適用のための要件は金融商品実務指針第178項で定められている。ここで、要件の1つとして金利スワップの受払条件が金利スワップ期間を通じて一定であること(同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通じて使用されていること。)の定めが設けられていることから(金融商品実務指針第178項⑤)、金融商品実務指針の取扱いをそのまま適用した場合には、金利指標改革に起因した指標金利の置換が行われたときであっても、金利を基礎とした計算が開始された時点で金利スワップの特例処理が継続できなくなる可能性があると考えられる。

実務対応報告第40号の金利スワップの特例処理等に関する定め趣旨及び具体的な定め

9. 実務対応報告第40号第19項では実務対応報告第40号第11項を適用することができるとしているが、この趣旨は、金利指標改革に起因する契約条件の変更又は契約の切替のみを原因として、金利スワップの受払条件の変更が想定されること、又は、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることをもって、金利スワップの特例処理の要件を満たさないとしてこれを認めないことは、有用な財務情報の提供につながらないという問題意識にあるとされている（実務対応報告第40号第47項参照）。
10. また、実務対応報告第40号第19項は、金利指標置換後のヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ会計）の定めと同様の効果を意図して設けられているものである（実務対応報告第40号第58項参照）。
11. 実務対応報告第40号においては、金利指標置換後のヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ会計）の定めに関しては、実務対応報告第40号第14項から第16項において、2023年3月31日以前に終了する事業年度を超えて繰延ヘッジ会計を継続することが可能となることを意図した定めが設けられているとされており（実務対応報告第40号第53項また書き参照）、この趣旨を金利スワップの特例処理等に当てはめるものとして実務対応報告第40号第19項の定めが設けられている。
12. 本資料第9項から第11項を考慮すると、実務対応報告第40号第19項の意図は、次のようであったと考えられる。
 - (1) 金利指標置換時以後は、置換後の金利指標が金利スワップの特例処理等の要件を満たすか満たさないに関わらず、2023年3月31日以前に終了する事業年度までは金利スワップの特例処理等の適用を継続できる。
 - (2) 2023年3月31日以前に終了する事業年度までに金利指標の置換が行われた場合であって、当該金利指標置換後の期間において金利スワップの特例処理の要件（金融商品実務指針第178項、ただし⑤を除く。）を満たしているときには、(1)の趣旨に鑑みて2023年4月以降も金利スワップの特例処理の適用を継続できる。

（論点の検討の詳細：ASBJ事務局による対応案）

金利スワップの特例処理等における金利指標置換後の会計処理に関する改正の要否

13. 本資料第9項から第12項までの検討から、実務対応報告第40号第19項の趣旨は、金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期間内に金利指標の置換を行った金利スワップの特例処理を適用している取引について、当該適用期間の終了時に金利スワップの特例処理が適用できなくなる趣旨ではないことを読取することは可能ではないかと考

えられる。外貨建取引等会計処理基準等における振当処理についても同様である。

14. しかし、実際に実務対応報告第 40 号第 19 項の記載の趣旨の明確化を求める声が寄せられていること及び実務対応報告第 40 号の金利指標置換後の会計処理の適用期限が延長されることで実務に意図しない影響が生じる可能性が高くなるとも考えられる。
15. そのため、実務対応報告第 40 号第 19 項を改正し、同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること以外の金利スワップの特例処理の要件（金融商品実務指針第 178 項、ただし⑤を除く。）が充足されているような金利指標の置換が行われた場合には、金利指標の置換後の会計処理の適用期限が到来した後も金利スワップの特例処理を継続することができることを明確化する改正を行うことが考えられるがどうか。
16. 改正案として、現行実務対応報告第 40 号第 19 項に第 19-2 項を加え、本資料第 30 項のように修文することが考えられるがどうか。

ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）及び包括ヘッジにおける金利指標置換後の会計処理に関する改正の要否

17. ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）及び包括ヘッジに関する定めにおいても金利スワップの特例処理と同様の定めがなされており、金利スワップの特例処理等と同様の論点が存在する可能性がある。
18. しかし、次の理由により金利スワップの特例処理に関する実務対応報告第 40 号第 19-2 項に対応する改正を行う必要はないものと考えられる。

- (1) ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）に関しては、実務対応報告第 40 号第 15 項で金利指標置換後の会計処理の適用期限後の取扱いが示されていると考えられる。

なお、実務対応報告第 40 号第 15 項では「2023 年 4 月以降に事後テストを実施するときは、」という文言があるが、ここは金利指標置換後の会計処理の適用期限後の取扱いであることを明確化するため、「2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度」と改正することが考えられる。

- (2) 包括ヘッジの要件については金利スワップの特例処理と異なりヘッジ期間を通じた金利指標の一致は求められておらず、金利スワップの特例処理に関する論点と同様の論点は生じないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

論点1に関するASBJ事務局の分析と対応案について、ご質問又はご意見があれば伺いたい。

論点2の検討**(論点の所在)**

19. 審議事項(6)-2においてASBJ事務局が提案したとおり、金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期限を1年延長し2024年3月31日以前に終了する事業年度とした場合には、米ドル建LIBORの公表停止時期が2023年6月末まで延長されることを考慮すると、仮に契約条件の変更又は契約の切替が金利指標置換後の定め適用期限より前に行われたとしても、金利指標置換時が金利指標置換後の定め適用期限の後に到来する可能性があることが考えられる。
20. この場合、実務対応報告第40号第19項は、適用期間内に金利指標置換後の状況になることを適用の条件としているため、実務対応報告第40号第19項の適用ができないことから金利スワップの特例処理等の適用ができなくなる可能性がある。

(ASBJ事務局による対応案と理由の要約)**対応案**

21. 論点1の場合に加え、金利指標の置換時が実務対応報告第40号第19項の適用期間より後となった場合であっても、同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること以外の金利スワップの特例処理の要件を満たす契約条件の変更又は契約の切替が実務対応報告第40号第19項の適用期間内に行われたときには、金利指標置換時以降も金利スワップの特例処理等を継続することができることができることとする。

理由

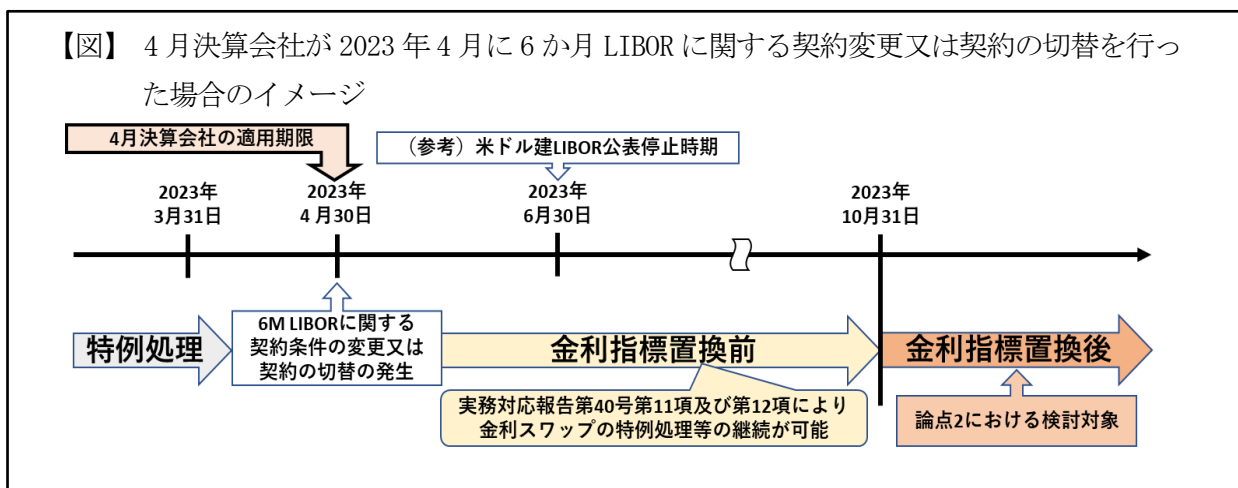
22. 当初金利スワップの特例処理の要件を満たしていた取引に関して、金利指標改革に起因した金利指標の置換がなされた、かつ、置換後の金利が論点1と同じく、当該金利指標置換後の期間において金利スワップの特例処理の要件（金融商品実務指針第178項、ただし⑤を除く。）を満たしている場合について、当該金利指標の置換が実務対応報告第40号第19項の適用期間外であるという理由のみにより金利スワップの特例処理が継続

できないといった会計基準を機械的に適用することは、有用な財務情報の提供につながらないと考えられる。そのため、一定の要件を設けた上で金利スワップの特例処理等の継続ができるとすべきである。

(論点の検討の詳細)

金利スワップの特例処理等に関する論点1と論点2の相違点の整理及び論点2への対応

23. 本資料論点1では、実務対応報告第40号第19項の適用期限の到来前に金利スワップの特例処理等の要件を満たすように行われた契約条件の変更又は契約の切替について、同項の適用期限の到来前に金利指標置換時が到来している場合には、同項の適用期限後の到来後も金利スワップの特例処理等の適用を継続できることを明確化することを提案している。
24. 本資料第19項及び第20項で示した論点は、前項とは異なり、例えば4月決算会社において、契約条件の変更又は契約の切替が2023年4月中に行われたとしても、金利指標置換時が2023年5月以降となる場合を想定している。この場合、2023年4月末の決算日時点では、当該契約に関しては実務対応報告第40号第4項(3)で定義される金利指標置換前の状態に該当する。ここで、実務対応報告第40号は金利指標置換前の会計処理について適用期限を設けていないため、実務対応報告第40号第11項(金利スワップの特例処理)又は第12項(外貨建取引等会計処理基準等における振当処理)により、金利スワップの特例処理等の会計処理を継続できる。
25. しかし、前項の場合、金利指標の置換時以降は実務対応報告第40号第19項の適用期限が到来済みであるため、金利指標が後継金利に置き換わった時点で金融商品実務指針第178項の金利スワップの特例処理の要件を満たさなくなる可能性があると考えられる。論点2はこの部分に関する検討を行うものであり、次の図において、4月決算会社が2023年4月に6か月物LIBORに関する契約変更又は契約の切替を行った場合のイメージを示している。



26. これについても論点1についての検討と同様に、金利指標改革に起因する契約条件の変更又は契約の切替のみを原因として、金利スワップの受払条件の変更が想定されること、又は、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることをもって、金利スワップの特例処理の要件を満たさないとしてこれを認めないことは、有用な財務情報の提供につながらないと考えられる。そのため、前項の図の2023年10月31日に金利指標の置換が生じたことのみを理由にして金利スワップの特例処理等の適用を認めないことは妥当でない可能性がある。
27. しかし、仮に、単に金利指標置換後の金利指標が金利スワップの特例処理等の要件を満たしていることのみをもって金利スワップの特例処理等の継続ができることとすると、複数回の金利指標の置換の可能性や、実務対応報告第40号第19項の適用期限の後の契約条件の変更又は契約の切替に基づく金利指標の置換でも金利スワップの特例処理等の継続ができる可能性が生じる。これは、実務対応報告第40号第53項で示されている特例的な取扱いを定めることは、有用な財務情報を提供する観点からは望ましいといえない可能性があるという考え方と整合しない可能性がある。
28. そのため、金利指標置換後においても金利スワップの特例処理等の継続ができる場合として、金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期限を1年延長し2024年3月31日以前に終了する事業年度とした上で、次の2つの要件を設けることが考えられるがどうか。
- (1) 金利指標置換の基礎となる契約条件の変更又は契約の切替は金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期限（2024年3月31日以前に終了する事業年度）内に行うことを求める。
- 金利指標置換の原因となる契約条件の変更又は契約の切替時期に関する制限を設けることで金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期限を設けていることとの整合性を確保するとともに、特例処理の継続ができる金利指標の置換の時期及び回数に制限を設けることが可能となる。
- (2) 契約条件の変更又は契約の切替の対象となる取引について、金利スワップの特例処理等の要件を満たしているものに限定する。
- これにより、契約の全期間を通じて金利スワップの特例処理等の要件を満たしていることを確保することができる。実務対応報告第40号第19項で金利指標置換後の会計処理の特例的な取扱いを継続している間、複数回の金利指標の置換ができるとされていることから、一時的に金利スワップの特例処理等の要件を満たさない金利指標が選択される可能性があるが、その場合であっても、本論点の取扱いを適用するためには2024年3月31日以前に終了する事業年度の間に金利スワップの特例処

審議事項(6)-3

理の要件を満たすような金利指標の置換が行われることが必要となる。

上記について、3月決算会社について2024年3月31日を基準日として、2024年4月以降に金利スワップの特例処理等が継続できるかどうかをまとめると、次のようになる。

| パターン | 2024年3月31日の状況（当初は金利スワップの特例処理の要件をすべて満たす契約を締結していることを前提としている。） | | 2024年4月以降の金利スワップの特例処理等の継続 |
|------|--|---------|---------------------------|
| | 契約条件の変更又は契約の切替 | 金利指標置換時 | |
| 1 | 金利スワップの特例処理の要件を満たす契約条件の変更又は契約の切替を実施済み | 到来済み | 可能 |
| 2 | 金利スワップの特例処理の要件を満たす契約条件の変更又は契約の切替を実施済み | 未到来 | 可能（注1） |
| 3 | 金利スワップの特例処理の要件を満たさない契約条件の変更又は契約の切替を実施済み | 到来済み | 不可能（注2） |
| 4 | 金利スワップの特例処理の要件を満たさない契約条件の変更又は契約の切替を実施済み | 未到来 | （注3） |
| 5 | 複数回契約条件の変更又は契約の切替のうち、金利スワップの特例処理の要件を満たさない契約条件の変更又は契約の切替を実施し、金利指標置換時も到来している金利指標の置換もあるが、最後の契約条件の変更又は契約の切替について、金利スワップの特例処理の要件を満たしている。 | 到来済み | 可能（注4） |
| 6 | 複数回契約条件の変更又は契約の切替のうち、金利スワップの特例処理の要件を満たさない契約条件の変更又は契約の切替を実施し、金利指標置換時も到来している金利指標の置換もあるが、最後の契約条件の変更又は契約の切替について、金利スワップの特例処理の要件を満たしている。 | 未到来 | 可能（注5） |

- (注1) 論点2で検討したパターンである。
- (注2) 実務対応報告第40号第19項の適用期限が2024年3月31日以前に終了する事業年度とされていることを前提としている。
- (注3) 2024年3月31日には金利指標置換前の状況なので、実務対応報告第40号第11項により、金利スワップの特例処理等の適用が可能であるが、金利指標置換時以後は金利スワップの特例処理等の要件を満たさなくなるため金利スワップの特例処理等の適用ができなくなる。
- (注4) 実務対応報告第40号第19項ただし書き。
- (注5) 本資料第28項(2)のパターンである。

29. また、金利スワップの特例処理等の他に、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）及び包括ヘッジへの対応でも同様の問題が生じる可能性が考えられる。しかし、金融機関以外の一般事業会社が金利リスクに関する繰延ヘッジ会計及び包括ヘッジを適用している可能性は大きくないと考えられる。そのため、金利スワップの特例処理等に関する措置を講じることで実務上の混乱は回避できるのではないかと考えられるため、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）及び包括ヘッジに関しては、金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期限を1年延長し2024年3月31日以前に終了する事業年度とする対応にとどめることが考えられるかどうか。

(実務対応報告第40号の改正文案)

30. 論点1及び論点2の検討を踏まえた実務対応報告第40号の改正文案は次のとおりである（加える箇所に下線を付し、削除する箇所に~~抹消線~~を付している。）。なお、第19-2項が論点1に関する改正文案であり、第19-3項が論点2に関する改正文案である。

金利スワップの特例処理等

19. 金利指標置換前において第3項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利スワップの特例処理に関する第11項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、202324年3月31日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。また、振当処理に関する第12項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、~~2023~~24年3月31日以前に終了する事業年度まで振当処理の適用を継続することができる。さらに、これらの特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる。

19-2. 2024年3月31日以前に終了する事業年度までに金利指標置換時が到来して

いる場合で、前項に従い 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理等を継続し、かつ、金利指標置換時以後の期間においても金利スワップの特例処理の要件（金融商品実務指針第 178 項、ただし⑤を除く。第 11 項参照。）を満たしているとき又は振当処理の要件（第 12 項参照）を満たしているときには、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌期首以降も金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる。

19-3. 金利指標置換時が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに到来していない場合であっても、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金利スワップの特例処理の要件（金融商品実務指針第 178 項、ただし⑤を除く。第 11 項参照。）を満たしているとき又は振当処理の要件（第 12 項参照）を満たしているときには、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌期首以降も引き続き金利スワップの特例処理又は振当処理を継続することができる。

ディスカッション・ポイント

論点 2 に関する ASBJ 事務局の分析及び対応案について、ご質問又はご意見があれば伺いたい。

論点 3 の検討

（論点の所在）

31. 金利指標置換後の取扱いの再確認を実施することに関しては、実務対応報告第 40 号の結論の背景第 53 項において次のように言及されていた。

53. （前略）なお、本実務対応報告公表時には…（中略）…金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本実務対応報告の公表から約 1 年後に、当該取扱いについて再度確認する予定である。（後略）

32. 今般の再確認に係る審議の過程でも、現在においてもターム物 TORF に関する市場が整備されているとは言い難い状況であると考えており、さらに 1 年後に再検討を行うことが考えられるのではないかとのご意見を頂いた。

（ASBJ 事務局による対応案）

33. ASBJ 事務局は、米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建 LIBOR を分けることなく、一律に実務対応報告第 40 号の適用期限を 1 年間、延長することを提案している。審議事項(6)-2 第 39 項では、その理由として次の 2 点を示している。
- (1) 米ドル以外の通貨建の LIBOR の不確実性が完全になくなったということでもない。
 - (2) 適用期限を延期しても濫用のおそれがないと考えられる。
34. 審議事項(6)-2 で記載したとおり、実務対応報告第 40 号の開発時には特例的な措置は短期間なものにしなければならないとされていた経緯もあり、これ以上の再確認を行う旨の文言を実務対応報告第 40 号の改正案に含めないことも考えられる。しかし、前項のとおり、米ドル以外の通貨建ての LIBOR の不確実性がなくなったということでもなく、さらに、米ドル建 LIBOR に関しても公表停止時期のさらなる延期又はシンセティック LIBOR の公表の可能性などの不確実性があることが考えられる。
35. 前項のように、再確認を行う必要性がないとは言えない中では、実務対応報告第 40 号の金利指標置換後の会計処理の適用期限が到来した時に、改めて金利指標置換後の会計処理の検討について、基準諮問会議へのテーマアップから検討を開始することは効率的ではないと考えられる。しかし、前項は不確実性が存在する可能性があるという水準に留まっており、現状で必ず再確認を行うとすることも適切ではない可能性がある。
36. そのため、今回の実務対応報告第 40 号の改正案においては、結論の背景において、「必要な場合には改めて再確認をおこなう。」旨の記載を含めることが考えられるがどうか。なお、文案については審議事項(6)-4「実務対応報告第 40 号の改正案」で示している。

ディスカッション・ポイント

論点 3 に関する ASBJ 事務局の分析及び対応案について、ご質問又はご意見があれば伺いたい。

以上